

006GCM5S

681119

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23 第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 進藤 功

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【報告義務発生日】

平成18年2月16日

【提出日】

平成18年2月23日

【提出者及び共同保有者の
総数(名)】

1名

【提出形態】

その他

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	イー・アクセス株式会社
会社コード	9427
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区虎ノ門2-10-1 新日鉱ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	シタデル・リミテッド・パートナーシップ
住所又は本店所在地	(登記上の事務所) アメリカ合衆国 60603 イリノイ州 シカゴ、サウス・ディアボーン・ストリート 131
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年10月1日
代表者氏名	アダム・シー・クーバー
代表者役職	シニア・マネジング・ディレクター兼ジェネラル・カウンセル
事業内容	投資顧問

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 進藤 功
電話番号	03-(6888)-1038

(2)【保有目的】

投資顧問契約に基づき株式を取得している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			57,423
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I 11,936
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 69,359
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	69,359	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	11,936	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年2月16日現在)	S	1,374,435
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		5.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 12 月 20 日	普通株式	218	処分	
平成 17 年 12 月 21 日	普通株式	556	処分	
平成 17 年 12 月 21 日	普通株式	170	処分	
平成 17 年 12 月 22 日	普通株式	66	取得	
平成 17 年 12 月 22 日	普通株式	103	処分	
平成 17 年 12 月 22 日	普通株式	25	処分	
平成 17 年 12 月 26 日	普通株式	100	処分	
平成 17 年 12 月 26 日	普通株式	14	取得	
平成 17 年 12 月 26 日	普通株式	3	処分	
平成 17 年 12 月 27 日	普通株式	1	処分	
平成 17 年 12 月 28 日	普通株式	140	処分	
平成 17 年 12 月 29 日	普通株式	5	取得	
平成 17 年 12 月 29 日	普通株式	170	処分	
平成 17 年 12 月 30 日	普通株式	4	処分	
平成 18 年 1 月 4 日	普通株式	1,400	取得	
平成 18 年 1 月 4 日	普通株式	380	取得	
平成 18 年 1 月 4 日	普通株式	15	処分	
平成 18 年 1 月 5 日	普通株式	2,620	取得	
平成 18 年 1 月 5 日	普通株式	100	取得	
平成 18 年 1 月 6 日	普通株式	5,420	取得	
平成 18 年 1 月 6 日	普通株式	548	取得	
平成 18 年 1 月 10 日	普通株式	2,200	取得	
平成 18 年 1 月 10 日	普通株式	150	処分	
平成 18 年 1 月 10 日	普通株式	2,500	取得	
平成 18 年 1 月 12 日	普通株式	43	取得	
平成 18 年 1 月 13 日	普通株式	15	取得	
平成 18 年 1 月 16 日	普通株式	7	取得	
平成 18 年 1 月 17 日	普通株式	51	処分	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	200	取得	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	3,862	取得	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	882	取得	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	60	処分	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	1,050	取得	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	250	処分	
平成 18 年 1 月 18 日	普通株式	614	処分	
平成 18 年 1 月 18 日	転換社債	1,705	取得	
平成 18 年 1 月 19 日	普通株式	46	取得	
平成 18 年 1 月 19 日	普通株式	160	処分	
平成 18 年 1 月 23 日	普通株式	1,267	取得	
平成 18 年 1 月 26 日	普通株式	200	処分	
平成 18 年 1 月 27 日	普通株式	800	処分	
平成 18 年 1 月 30 日	普通株式	833	処分	
平成 18 年 1 月 30 日	普通株式	235	処分	

平成 18 年 1 月 30 日	普通株式	300	処分	
平成 18 年 1 月 31 日	普通株式	380	処分	
平成 18 年 1 月 31 日	普通株式	870	処分	
平成 18 年 2 月 1 日	普通株式	1,580	処分	
平成 18 年 2 月 1 日	普通株式	630	処分	
平成 18 年 2 月 2 日	普通株式	254	取得	
平成 18 年 2 月 2 日	普通株式	491	処分	
平成 18 年 2 月 2 日	普通株式	30	取得	
平成 18 年 2 月 2 日	普通株式	10	取得	
平成 18 年 2 月 2 日	普通株式	60	処分	
平成 18 年 2 月 7 日	普通株式	126	取得	
平成 18 年 2 月 13 日	普通株式	420	取得	
平成 18 年 2 月 14 日	普通株式	2,557	取得	
平成 18 年 2 月 14 日	普通株式	949	処分	
平成 18 年 2 月 14 日	普通株式	800	取得	
平成 18 年 2 月 14 日	転換社債	1,705	取得	
平成 18 年 2 月 15 日	普通株式	1,150	取得	
平成 18 年 2 月 16 日	普通株式	1,373	取得	
平成 18 年 2 月 16 日	普通株式	300	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

シタデル・リミテッド・パートナーシップは、シタデル・エクイティー・ファンド・リミテッド（「CEF」）が任命した資産運用会社である。CEF は、ケイマン諸島法に基づき設立された投資会社である。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	5,104,014
上記内訳 (具体的に)	投資顧問契約に基づく顧客資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	5,104,014

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当無し。					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Citadel Limited Partnership with its principal office at 131 South Dearborn Street, Chicago, Illinois 60603, USA (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Isao Shindo, Attorney-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:


1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 21st day of February, 2006.

Citadel Limited Partnership
By: Citadel Investment Group, L.L.C., its
General Partner


Name: Gerald A. Beeson
Title: Senior Managing Director and
Chief Financial Officer

L02-#274880-v1

ELT

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国 60603 イリノイ州 シカゴ、サウス・ディアボーン・ストリート 131 にその主たる事務所を有するシタデル・リミテッド・パートナーシップ（以下「当社」という）は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士進藤功氏を真正かつ適法な代理人と定め、当社のために下記の行為および事項を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書、その訂正、補完、修正の報告書（以下「報告書」という）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 上記の権限のすべてまたは一部を委譲する復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しの本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は 2006 年 2 月 21 日に本委任状を作成せしめた。

シタデル・リミテッド・パートナーシップを代表して
そのジェネラル・パートナーである
シタデル・インベストメント・グループ・エルエルシーの代表者が
下記の通り署名した

(署名)

氏名：ジェラルド・A・ビーソン
役職：シニア・マネジング・ディレクター
兼最高財務責任者